

(仮訳)

日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の
防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め

(仮訳)

前文

- 日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め（以下「取決め」という。）において、日本国の防衛省（日本国防衛省）及びアメリカ合衆国国防省（米国国防省）（以下「両当事者」と総称する。）は、
- 本取決めが、相互に優先的な支援を互いに提供するために、両当事者が従う意図を有している原則を定めたものであることを認識し、
- 本取決めが、国際法の下で法的拘束力を有することが意図されているものではないことを認識し、
- 防衛所要のための供給の安定化に関する協力を深めることの利益を認識し、また、供給の安定化に係る取決めを作成することによって既存の協力を拡大させることが両当事者の利益につながることを認識し、
- グローバル化と産業再編の結果、多国籍の防衛企業が形成され、国内産業の一部の能力が失われる可能性が生じ、また、承認された防衛所要のために必要な供給を相互依存することを認める傾向が強まりつつあることに留意し、
- このような状況において、防衛物資や防衛役務の供給を促進する対話、協議並びに合意及び取決めの価値を認識し、
- 各当事者が、国防を強化することに資する元請契約及び下請契約に対して優遇措置を相互に提供することを可能にする優先制度を策定及び／又は利用することが望ましいことを認識し、
- 次の相互の理解に達した。

(仮訳)

第1項- 定義

本取決めには以下の定義が適用される。

- a. 認定日本企業 - 日本国の法律に基づいて設立され、行動規範に基づく認定を受けて、行動規範に参加する企業。
- b. 行動規範 - 本取決めのために、日本国防衛省とその元請企業、下請企業及び供給企業との間で、日本における優先制度を詳述し機能させるため文書で定めた行動体系。
- c. 注意情報 - 適用可能な国内法令又は政府全体の政策に従って保護又は伝達規制を要する非機密扱いの情報。これには、機密は解除されたが規制対象である情報も含まれ得る。
- d. 国防優先割当制度 (DPAS) - アメリカ合衆国商務省が所管する連邦規則集第15編第700章に基づく優先制度で、産業資源に関して、アメリカ合衆国大統領から商務長官に委任された、改正された1950年国防生産法の第1編に基づく優先と割当の権限を実行する制度。
- e. 産業資源 - 承認された防衛所要を満たすために必要な資材、役務及び施設（建設用資材を含む。）。この用語には、あらゆる未加工、製造中又は完成品である物品、商品、供給品、備品、構成部品、付属品、部品、組立品、あらゆる種類の製品、技術情報、工程及び役務が含まれる。産業資源には、供給企業の国において一般的に入手可能な商用製品は含まれず、また、建設契約に基づいて供給される建設役務や建設用資材も含まれない。
- f. 情報 - 形態や種類を問わず、どのような手段であれ伝達することができる知識。科学的、技術的、業務的及び財務的性質のものを含むが、これらに限られない。また、写真、報告書、手引書、脅威に関するデータ、実験データ、試験データ、コンピューターソフトウェア、設計、仕様、製法、技術、発明、図面、技術的文献、音源記録、画像描写その他の図式的なプレゼンテーションを含む。磁気テープ、コンピューターメモリーその他いかなる形態であるかを問わず、また、知的財産権の対象であるか否かを問わない。
- g. 優先制度 - 一方の当事者が、他方の当事者の援助を得て、承認された防衛所要を満たすために、特定の契約（下請契約及び発注書を含む。）を他の契約よりも優先的に受諾し履行することを含む優先的取扱いを契約者に要請することができる手続。ここで定義されているように、優先制度は上記で定義された産業資源のみを対象とする。
- h. 供給の安定化 - 自国の外交及び安全保障政策上の要請に従って軍事的コミ

(仮訳)

ットメントを果たすのに十分な防衛製品、資材及び役務の供給を確保することができる国家の能力。

(仮訳)

第2項- 原則

供給の安定化は、可能な場合には、各当事者が設定した産業資源の優先順位の相互の受諾と支援を含め、協力及び協調することを前提とする。

相補的で相互的な両当事者間の優先制度の取決めは、緊急かつ重大な防衛所要を満たすために必要な産業資源を、各当事者が適時に効果的かつ効率的に獲得することを可能にする。優先制度は不十分な供給を是正するために設計されるものではなく、また、通常の契約過程の代用として用いられるものではない。

各当事者は、必要な関連情報交換を含め、相互的な優先的支援を他方の当事者に提供するものとする。日本国防衛省は、認定日本企業が署名した行動規範に基づく制度を活用して、米国国防省に相互的な優先的支援を提供することができる。同様に、米国国防省は、適用可能な米国の法律に基づいた既存の優先制度を活用して、相互的な優先的支援を提供することができる。

各当事者は、要請があったときは、実行可能な最大限の範囲で、かつ、国際公約を十分に考慮しつつ、各当事者が以下の事項を行えるようにするため他方の当事者と協議するものとする。

- a. 自国の供給企業に対する優先権を、優先制度を通じて、他方の当事者又は他方の当事者の承認された防衛計画の所要に取り組む元請企業、下請企業若しくは供給企業が署名した特定の防衛契約に割り当て、又はその促進を行うこと。
- b. 顧客の納品要件を満たすために、必要に応じて、自国の参加している元請企業、下請企業又は供給企業による指定された防衛契約の受諾と優先的履行を促進すること。
- c. 指定された契約に基づく産業資源を適時に納入できるよう、要請があった場合は、問題の解決を図るための支援を提供すること。
- d. 適当な場合には、両当事者の政府が参加している他の同盟又は機関の参加国の国防当局との間で、相互主義に基づき、供給の安定化に係る取決めを作成するように努めること。

(仮訳)

第3項- 活動

【日本国防衛省】

上記の原則を実施するため、日本国防衛省は、その権限の範囲内で、特定の日本企業に対し、行動規範への参加を促す意図を有する。日本企業との行動規範に従って、第5項で特定された米国国防省の指定窓口部署から要請があった場合、日本国防衛省は、認定日本企業が、米国国防省のプログラムを支援する米国国防省の契約に対して、以下の事項を含む優先的支援を提供するためにできる限りのことを行うよう、最善の努力を払うものとする。

- a. 日本国防衛省の指定窓口部署からの承認を経て、当該企業が米国国防省若しくはその元請企業との間で締結する又は当該企業がその一員である契約を、行動規範に該当する契約（以下「行動規範契約」という。）として受諾することを受け入れること。
- b. 行動規範契約の適切な履行を確保することを意図した条項をあらゆる下請契約の条項に含めること。
- c. 日本国防衛省を通じて伝達される、米国国防省の納期変更要請に対し、適時に対応すること。ただし、関連する契約条項によって必要とされる補償を顧客が行える場合に限る。
- d. 行動規範契約と他の契約との間の優先順位が相反するときは、これを両当事者に通知すること。

日本国防衛省は米国国防省に対し、認定日本企業を通知する。日本国防衛省は、米国防次官補（産業基盤政策担当）及び／又は関係する認定日本企業から要請があった場合、認定日本企業、その下請企業及び供給企業と、以下のとおり協議するものとする。日本国防衛省は、米国国防省からの優先的取扱いに関する要請を円滑に進めるために最大限の努力を払うものとする。

認定日本企業が、米国国防省が要請した優先的支援の提供を拒否した場合、日本国防衛省は、行動規範に記述されている権限の範囲内で、当該要請の拒否を巡る状況を調査するものとする。米国国防省は日本国防衛省に対し、当該要請の詳細を提供する機会を有するものとする。認定日本企業は書面又は口頭で回答することができる。日本国防衛省は、優先的支援の要請とその後の拒否を巡る状況を評価／判断するために必要な措置を講じるものとする。

- a. 日本国防衛省が、認定日本企業が行動規範を遵守していると判断した場合において、当該認定日本企業から要請があったときは、米国国防省に通知するものとする。米国国防省は、当該通知に対し、米国国防省が適切と考える態様で行動することができる。日本国防衛省は米国国防省とともに、

(仮訳)

残りの課題を解決すべく尽力することができる。認定日本企業の行動規範への参加及びこの制度から得られる恩恵には、影響はないものとする。

- b. 認定日本企業が行動規範を遵守していないと認められる場合、日本国防衛省は、認定日本企業が事態を是正するために必要と考えられる措置を講じる旨の保証を得るために尽力するものとし、かつ、米国国防省に通知する。この要請に従わない場合、認定日本企業の行動規範への参加は停止又は終了される可能性がある。

認定日本企業が、経済的な損失を被ることなく行動規範に該当する契約の変更要請に応じることができず、かつ、関連する顧客が損失の補償を望まない場合、認定日本企業は、当該要請を拒否することができる。

両当事者は、米国国防省又はその元請企業の一つが、行動規範に参加していない日本企業からの優先的な履行を受けるための援助を求めることがあることを認識する。そのような場合において、米国国防省から要請があったときは、日本国防衛省は、当該企業に対し、行動規範に参加すること又はその他の方法で米国国防省の防衛発注に優先的に対応することを要請するものとする。

【米国国防省】

上記の原則を実施させるため、また、第5項で定めた日本国防衛省の指定窓口部署からの要請があった場合、米国国防省は、米国の元請企業、下請企業及び供給企業との間で締結された防衛契約における優先格付を、日本国防衛省又は日本の元請企業、下請企業若しくは供給企業が利用できるよう手配するものとする。優先的履行は、米国の DPAS に従って行われるものとする。米国の DPAS は、

- a. 米国で履行される契約の優先順位指定を制定し、それらの契約の履行の優先を規定し、
- b. 承認された国防計画の所要を満たすために、産業資源の適時の納品を確保するための規則を定めて、米国の産業界の責任を規定し、
- c. 生産又は納品に関する問題が発生した場合、支援を要請するための手続を規定し、
- d. コンプライアンスの手順を規定している。

米国国防次官補室（産業基盤政策担当）は、米国の防衛調達業界に対し、行動規範制度に参加している全ての日本企業について常に周知するものとする。

【日本国防衛省及び米国国防省】

(仮訳)

本取決め下の全ての活動は、各当事者の政府の国内法令に従い、かつ、各当事者の予算の割当ての範囲内で実施されるものとする。

両当事者は、日本において日本の産業界に、また、米国において米国の産業界に、本取決めを実施するための財政上の責任を負わせることを意図するものではない。

本取決め下での相互の理解を深めるに当たり、両当事者は、認定日本企業及び米国の企業が、他の顧客との契約を有する可能性がある事を認識しており、両当事者は、当該契約を阻害することを意図するものではない。

供給の優先順位を含む、本取決めの解釈や実施から生じるいかなる認識の不一致も、両当事者間の協議によってのみ解決されるものとする。各当事者は自国における最終的な優先要件を決めることができ、一方の当事者は他方の当事者の当該要件を尊重するものとする。

認定日本企業は、米国国防省及びその元請企業に対する産業資源の供給における信頼性を示すため、行動規範制度への参加を申請することができる。同様に、米国企業は日本国防衛省とその元請企業に対する産業資源の供給における信頼性を示すため、米国の DPAS の適用対象となることを申請することができる。

(仮訳)

第4項- 情報交換

本取決め下では、秘密情報を伝達することはできない。情報の伝達は、情報を提供する当事者において適用される輸出管理に係る法令、国防優先割当てに係る法令及び情報の保護に係るその他の法令と整合性がとれていなければならない。情報は無償で提供され、報告及び評価目的に限り使用されるものとする。

注意情報は、政府間の公式なルートを通じてのみ伝達する。第5項の指定窓口部署は、本取決めに従って提供されたいかなる情報も、確実に両当事者のみにより、提供された目的のためにのみ使用されるようにする。情報を提供する当事者の書面による事前の同意がない限り、情報を他の目的で使用することはできない。

(仮訳)

第5項- 指定窓口部署及び見直し

【指定窓口部署】

本取決めを実施し、両当事者が必要時に相互の優先的支援を可能にするには、両当事者の窓口部署を指定することが肝要である。指定窓口部署は、本取決めの実施及び管理において中心的な役割を果たし、また、優先的支援及びその関連事項の要請の宛先となる窓口部署でもある。

【日本国防衛省】

a. 日本における優先的支援及び／又は援助の要請は下記宛先まで：

防衛省 防衛装備庁 装備政策部長
162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1

【米国国防省】

a. アメリカ合衆国における優先的支援及び／又は援助の要請は下記宛先まで：

国防次官府（取得・維持） 国防次官補（産業基盤政策担当）
3330 Defense Pentagon, Washington, DC 20301

b. アメリカ合衆国における優先的支援及び／又は援助に関するやり取りは、下記宛先に写しを送付するものとする：

米商務省 戦略産業・経済安全保障局 防衛プログラム課長
Room 3876, Washington, DC 20230

いずれかの当事者の指定窓口部署に再編や人事異動が生じた場合は、その当事者は、他方の当事者に対し、可及的速やかに書面で通知するものとする。このような通知は本取決めの修正を必要としない。

【日本国防衛省と米国国防省】—優先順位システムに係る施策及び手続の見直し

当事者の代表者らは、他方の当事者から要請があった場合、自国の確立された又は策定中の優先制度の施策及び手続について見直しを行い、また、当該施策、手続及び本取決めの条項を、国内の優先制度の発展に適合させ、かつ供給の安定化がなされるよう、実現可能な範囲で必要に応じて調整を行うものとする。

(仮訳)

第6項-開始日、修正、有効期間及び終了

- 本取決めは、下記の最終署名日に開始する。優先支援の要請は、第5項で定められた各指定窓口部署が本取決めを開始するための各内部手続が完了した旨の通知を受領した後に行うことができる。
- 本取決めは両当事者の書面による同意によって修正することができる。
- いずれかの当事者が本取決めを終了する必要があると考えた場合は、もう一方の当事者に書面により通知する。本取決めの終了によって生じる影響を評価するために、両当事者は直ちに協議を行うものとする。その後、納得のいく取決めに至らなかった場合は、本取決めは通知日から6か月後に終了する。
- 英語による本書2通に署名する。

日本国防衛省のために

アメリカ合衆国国防省のために

署名

署名

浜田 靖一

Lloyd J. Austin III

氏名

氏名

防衛大臣

国防長官

肩書

肩書

場所と日時

場所と日時